

項目	質問	回答
59	本ファイナンスのスキームについて	通常のMSワラントと異なる点は何ですか？ <p>本ファイナンスは、既存株主の皆様への利益保護と、企業価値向上に連動した調達額の極大化を両立させている点が特徴です。一般的なMSワラントに対してはネガティブなイメージを持つ投資家の方もいらっしゃると認識しておりますが、本ファイナンスの設計は以下の通り、市場の懸念点を極力排除しております。株価上昇と資金調達を完全に連動させることで、既存株主との利害一致を最重視した設計としております。</p> <p>【本ファイナンスのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的な下限行使価額の設定：新株予約権を5ステージに分割し、下限行使価額を段階的に引き上げることで、調達額の極大化を狙いつつ、株式の一時的な過剰供給による市場への悪影響を抑制いたします。資金調達の開始以降は、株価の上昇に合わせて、下限行使価額の低いステージから順に行使が進んでいくこととなります。</li> <li>・高い下限行使価額の設定：一般的なMSワラントは下限行使価額が比較的低く、株価下落時行使・希薄化が継続いたします。一方、本件は下限行使価額を高く設定しており、株価の上昇局面にのみ新株予約権の行使・希薄化が発生いたします。また、最も下限行使価額の高いステージ5は下限行使価額を30,000円（6/12終値の[X,X]倍）に設定しており、原則的に株価が現状から大きく上昇しない限りは資金調達が完了しない設計となっております。</li> <li>・調達コストの抑制：ディスカウント率（手数料）を、一般的な水準である8～10%を大幅に下回る5%に設定し、実質的な調達コストを最小限に抑えております。</li> <li>・ハイアップ型かつ株価連動型：行使価額を発行決議時の株価水準より高く設定するハイアップ型の新株予約権では、行使価額が固定されているケースが多く、株価が行使価額を超過しても、超過分は割当先の利益となります。一方で本ファイナンスはハイアップ型かつ行使価額が株価連動するため、株価が行使価額を超過すると当社の利益となる点が利点です。</li> </ul>
60	本ファイナンスのスキームについて	一般的なハイアップ型の新株予約権と、本ファイナンスの違いは何ですか？ <p>一般的なハイアップ型は行使価額が固定されていますが、本ファイナンスは株価に連動して行使価額が変動する点が異なります。これにより、株価上昇に伴う調達資金額を極大化し、当社がより多くの利益を享受可能な設計となっております。</p> <p>【具体例：定量的な比較】※前提条件：株価 20,000円 / 行使株式数 1株</p> <p>①一般的なハイアップ型（行使価額固定：15,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行使価額：15,000円（固定）</li> <li>・割当先の利益：5,000円（株価20,000円 - 行使価額15,000円）</li> <li>・当社の調達資金：15,000円（株価が上昇しても一定）</li> </ul> <p>②本ファイナンス（行使価額連動：下限15,000円、ディスカウント率：5%、※ステージ3の条件を反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行使価額：19,000円（株価20,000円から5%ディスカウント。株価が下限行使価額を超過しているため、行使価額は株価に連動いたします。）</li> <li>・割当先の利益：1,000円（株価20,000円 - 行使価額19,000円）</li> <li>・当社の調達資金：19,000円（①に比べ1株あたり+4,000円。株価がさらに上昇すれば①との差分はさらに大きくなります）</li> </ul>
61	本ファイナンスのスキームについて	新株予約権が一度に大量に行使され、需給が悪化することはありませんか？ <p>また、当社の判断で権利行使を停止できる「停止指定条項」を活用することで、資金需要や株価動向を見極めながら、株式の供給量や資金調達の時期を当社主導で一定程度コントロールすることが可能です。</p> <p>加えて、既存株主の皆様への影響を最小限に抑えるため、月間の行使数量を上場株式数の一定割合以内（制限超過行使の制限）に制限する取り決めを行っており、市場の需給バランスを大きく崩さないよう配慮しております。</p>
62	本ファイナンスのスキームについて	株価が下落し続けた場合（下限行使価額を下回った場合）はどうなりますか？ <p>株価が各ステージの下限行使価額を下回る場合には原則として権利行使は行われません。</p>
63	本ファイナンスのスキームについて	株価が上がらなければ資金調達できないのではないのでしょうか？ <p>ご指摘の通りです。本スキームは株価上昇を前提とした資金調達手法です。そのため当社はまず事業成長と企業価値向上を表現し、市場からの評価向上を通じて資金調達を実現したいと考えております。</p>
64	本ファイナンスのスキームについて	下限行使価額の設定根拠は何ですか？ <p>代表取締役社長・徳重の新株予約権引受も、この将来の目標株価・企業価値に対する確信に基づくものです。</p>
65	本ファイナンスのスキームについて	本ファイナンスの新株予約権が行使されなかった場合はどうなりますか？ <p>現時点の事業計画は手元資金および既存の資金調達手段を前提に策定しており、本新株予約権が行使されない場合でも事業継続に支障はありません。行使資金は主として追加的な成長投資を想定しています。</p>
66	本ファイナンスのスキームについて	希薄化の規模はどの程度ですか？ <p>本新株予約権がすべて行使された場合の交付株式数は最大955,300株であり、当社の発行済株式総数に対する最大希薄化率は約9.8%となります。本スキームでは交付される最大株式数が固定されているため、これ以上の希薄化が進行することはありません。</p>
67	本ファイナンスのスキームについて	割当予定先としてみずほ証券を選んだ理由は？ <p>当社は、みずほ証券が、①従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場における円滑な売却が期待されること、③総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することいたしました。</p>
68	本ファイナンスのスキームについて	なぜ徳重社長個人に対しても新株予約権を割当ててるのですか？ <p>当社の筆頭株主かつ経営の核心を担う代表取締役社長の徳重自らが、みずほ証券向けの下限行使価額と同額の「固定価額（ディスカウント無し）」で新株予約権を引き受けます。これにより、社長自身が株主の皆様と同じ目標でリスクを取り、企業価値向上に向けた強いコミットメントと、当社の将来の企業価値や目標株価に対する確信を明示するためです。</p>
69	本ファイナンスのスキームについて	社長のSOIはいつ行使する予定ですか？行使後の売却予定はありますか？ <p>市場動向や事業進捗を勘案し、適宜行使を進めていく方針です。また、社長の徳重は筆頭株主として、行使により取得した株式については長期保有を予定しており、中長期的な企業価値向上に引き続きコミットしてまいります。</p>
70	資金使途について	M&A資金について、M&Aを実行できる蓋然性は高いですか？対象案件が実現しなかった場合はどうなりますか？ <p>当社はこれまででも多数のM&amp;Aを実行してきた豊富なトラックレコードとグローバルネットワークを有しており、案件実現の蓋然性は高いと考えております。</p>
71	資金使途について	M&A資金について、具体的にどのような企業・案件を想定していますか？ <p>想定領域としては、当社事業の近傍領域や、ドローンや周辺領域のハードウェア製造・開発に強みを有する企業、その他事業上シナジーを期待できるドローン・エアモビリティ関連産業の企業を想定しております。</p>
72	その他資金調達関連のご質問	資金調達が想定どおりに進まない（株価低迷等で行使が進まない）場合はどうするのですか？ <p>本新株予約権の行使状況により想定通りの資金が調達できなかった場合には、支出予定時期の到来するものから充当いたします。不足分が生じた場合は、自己資金の活用や銀行借入等によって対応いたします。</p>
73	その他資金調達関連のご質問	本資金調達が業績に与える影響は？ <p>本資金調達にともなう、2026年3月15日付で公表済みの「2027年1月期 通期業績予想」への影響はありません。</p>